

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

企業局

ページ

○企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程

企業局

○宮城県企業局管理規程第四号

企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程を次のとおり定める。

平成二十四年三月三十日

宮城県公報企業局管理規程 伊藤 直 司

企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程

企業局固定資産等管理規程（昭和六十二年宮城県企業局管理規程第四号）の一部を次のとおり改正する。

第十条第六号中「2 登記事項証明書、定款又は寄附行為の写し」を、「地方公共団体は、省略）」と

「2 登記事項証明書、定款又は寄附行為の写し」を、「地方公共団体は、省略）」と

3 暴力団等に該当しない旨の誓約書

「1 個人の場合 住民票抄本

印鑑証明書（申請人及び連帯保証人各々1通）

第十条第六号中 2 法人の場合

登記事項証明書

定款又は寄附行為の写し

「1 個人の場合 住民票抄本

印鑑証明書（申請人及び連帯保証人各々1通）

暴力団等に該当しない旨の誓約書

2 法人の場合

登記事項証明書

定款又は寄附行為の写し

印鑑証明書（申請人及び連帯保証人各々1通）

「1 個人の場合 住民票抄本

印鑑証明書（申請人及び連帯保証人各々1通）

第十条第六号中 2 法人の場合

登記事項証明書

定款又は寄附行為の写し

「1 個人の場合 住民票抄本

印鑑証明書（申請人及び連帯保証人各々1通）

暴力団等に該当しない旨の誓約書

2 法人の場合

登記事項証明書

定款又は寄附行為の写し

印鑑証明書（申請人及び連帯保証人各々1通）

第十条第六号中「申請人及び連帯保証人の印については、印鑑証明書を添付すること。」と

「申請人及び連帯保証人の印については、印鑑証明書を添付すること。」と

申請人は、暴力団等に該当しない旨の誓約書を添付すること。」と

変更

(施行期日)

1 この管理規程は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の企業局固定資産等管理規程の規定による諸様式及び取扱い手続は、改正後の企業局固定資産等管理規程の規定によるものとする。